

第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

- 4月7日に緊急事態宣言を発出してから、7週間弱が経過いたしました。今般、感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つの解除基準に照らし、残る5つの特定警戒都道府県について改めて評価を頂き、諮問委員会からの御了承の下、本日、関東の1都3県、北海道について、緊急事態措置を解除することとします。
- これによって、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態の解除を宣言いたします。
- この間、外出自粛や3密回避を始め、多大な御協力・御辛抱を頂いた全ての国民の皆様から感謝を申し上げます。
- そして、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下、強い使命感を持って全力を尽くしてくださった医療従事者の皆様に改めて敬意を表したいと思います。
- これから、コロナの時代の新たな日常をつくり上げてまいります。
緊急事態の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできません。そのため、一定の移行期間を設け、感染リスクをコントロールしながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととします。
- 具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について段階的に緩和してまいります。
- 段階的緩和に際しては、新しい生活様式の定着や、感染拡大防止に向けた業種別ガイドライン等の実践が前提となります。
- 社会経済活動を継続して引き上げることができるよう、国民の皆様には、引き続き、3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用を始めとした基本的な感染対策の継続・徹底をお願いしたいと思います。
- 政府としては、次なる流行にも十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の備えを固めるとともに、検査体制の強化等にも取り組んでいきます。
- そして、もし再び、感染拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに、強い感染防止策等を講じてまいります。

- 世界に目を向ければ、感染は、今なお、拡大を続けています。本日、新たにインド等11か国を入国拒否対象地域に追加するとともに、これまで実施してきた水際対策について、その期間を延長し、6月末まで継続することを決定いたしました。
- さらに、これから本格的な出水期を迎えますが、避難所における感染拡大の防止にも十分留意する必要があります。地方自治体におかれては、ホテルや旅館等の積極的な活用も含めた可能な限り多くの避難所の開設、マスク等の備蓄など、必要な対策を講じて下さい。
- 政府としても、災害発生時には、感染防止対策を含め、必要な物資をプッシュ型で、これまで以上に迅速に支援することができるよう準備に万全を期してまいります。
- 緊急事態が全面解除され、私たちは、次なるステージに向けて、一步を踏み出すこととなります。
- 政府においては、コロナの時代の新たな日常をつくり上げるチャレンジに、国民の皆様と一体となって取り組んでまいります。各位にあつては、引き続き、対応に全力を挙げてください。

第14回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月25日

大臣発言

(緊急事態解除宣言)

- 本日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態解除宣言が発出され、すべての都道府県で緊急事態が解除されました。

- これからは、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まります。
他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であって、感染症が収束したわけではありません。各局においては、社会経済活動は、あくまで感染拡大予防対策の徹底が前提であることを十分認識し、業務に臨んで下さい。

(都道府県をまたぐ移動の自粛)

- 今回の基本的対処方針では、外出自粛等について、「新しい生活様式」が定着するまで、概ね3週間ごとに感染拡大リスク等について評価を行い、段階的に緩和するとしています。

- 具体的には、不要不急の帰省や旅行等の都道府県をまたぐ移動は、引き続き5月末まで避けるよう促し、その後、6月18日までの約3週間は、特定警戒都道府県であった北海道及び1都3県との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと、とされました。

- また、観光振興の観点からの人の移動について、まずは本日以降6月18日頃まで県内観光の振興を、6月19日頃から県外から人の呼び込みを実施することが想定されています。

- 今回の方針を踏まえ、国土交通省としての都道府県をまたぐ移動の自粛に関する、一連の取組については、
 - ・ 北海道及び1都3県との間の移動については、慎重に対応するよう、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等において、当面6月18日頃まで呼びかけを行って下さい。
 - ・ 高速道路の土日祝日3割引の適用除外は、6月14日（日）までは継続して下さい。
 - ・ なお、主要空港へのサーモグラフィーの設置による検温は、感染拡大を防止するとともに、旅客の皆様安心してご利用いただく観点から、当面継続して下さい。

- 関係各局においては、交通機関、高速道路等の利用に関する状況をしっかりモニタリングして下さい。

（観光の段階的展開）

- 緊急事態宣言が解除されましたが、国民の皆様の旅行への不安が解消されたわけではありません。

- まずは、国民の皆様が感染リスクを避けながら安全に旅行できるよう、観光関係者に対して、自ら作成したガイドラインの実施の徹底を改めて要請するとともに、国民の皆様新しい旅行スタイルとしてご協力をお願いする事項を併せてお示しするよう、要請して下さい。

- 観光庁においては、この度基本的対処方針で示された段階的な観光再開とその先の観光振興への道筋を検討するとともに、必要な環境整備に万全を期して下さい。

- 特に、「Go To トラベル事業」については、観光需要の回復をしっかりと後押しできるよう、引き続き、事業の開始に向けた準備を進めて下さい。

(ガイドラインの実践、「新しい生活様式」)

- 従業員と利用者を感染リスクから守り、持続的に事業を行っていただけるよう、交通・物流、宿泊、建設等、国交省所管の45の団体等が35の感染拡大予防ガイドラインを作成しています。
- 「新しい生活様式」を定着させ、感染予防と事業活動を両立させるためには、このガイドラインに沿った感染予防対策を、確実に実践することが不可欠です。ガイドラインを個々の事業者にしつかり周知し、感染予防に万全を期すよう、改めて関係業界等に要請して下さい。
- 特に、今後、公共交通機関の利用者の増加が見込まれる中、車内換気の励行について要請するとともに、「新しい生活様式」の定着に向け、利用者に対し、マスク着用、会話を控えめにするここと、テレワーク、時差出勤等の積極的な取組を引き続き呼びかけて下さい。また、混雑状況の情報提供を行うなどさらなる取組を行って下さい。
- 「新しい生活様式」の定着を図るとともに、利用者が安心してサービスや施設を利用できるよう、事業者が講じている感染予防対策、利用者に求める感染予防対策について、ホームページ等で積極的に情報発信するよう事業者に促して下さい。
- また、公共交通の運転手等のエッセンシャルワーカーの感染予防対策は、今後も必須の重要事項であり、バス・タクシー等についての防菌シートや感染防止仕切り板等の導入を第1次補正予算で支援しているところですが、今後も継続的に支援策を講じて下さい。

(資格等)

- 緊急事態の解除に伴い、公的資格に必要な試験や講習等に係る臨時の猶予措置の見直しを行って下さい。

(水際対策)

- 本日の政府対策本部で、新たに、インド、南アフリカ等11か国を入国拒否対象地域に追加するとともに、5月末日に期限を迎える実施中の水際対策の実施期間を6月末日まで延長する決定がなされました。関係各局においては、引き続き、関係事業者、関係省庁等と連携し、水際対策に万全を期して下さい。

(補正予算・事業者支援等)

- 次に、事業継続、雇用確保等への支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な影響は、所管業界の中小企業のみならず、中堅・大手企業にも甚大な被害が広く及んでいるところであり、本日をもって、全国における緊急事態宣言が解除されましたが、依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。
- 各局におかれましては、引き続き、各業界における事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、先手先手で万全の対応を行って下さい。
- また、第2次補正予算に向け、必要な支援についての経費を盛り込むとともに、成立後に速やかに執行できるよう、必要な準備を行って下さい。

(省内の取組)

- 国土交通省としても、緊急事態宣言の解除後も、「新しい生活様式」に向かって、マスクの着用や手指消毒等を引き続き、徹底することに加え、テレワーク、時差出勤等についても、今後の政府全体の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じ、推進を図って下さい。

(ポストコロナ時代への対応)

- 前回、食事のデリバリー等へのニーズの高まりを受け、タクシーが有償で貨物運送する特例措置が、接触回避の有用な取組として人気を博している旨お話ししましたが、在宅勤務等の新たな日常は、新ビジネス創出の可能性もはらんでいます。
感染収束後のポストコロナ時代を見据え、新しい生活様式のニーズの変化を踏まえた、規制緩和も含めた対応について、各局において、引き続き検討を進めて下さい。

- 緊急事態が解除された今、感染拡大の防止と社会経済活動維持の両立は、今後の我々の取組にかかっています。各位にあっては、引き続き全力で取り組んで頂くよう、お願いします。

- 私からは以上です。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

別添4

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内 100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内 1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内 5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内 上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m 上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%】 (屋外200人) * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50%】 (屋外200人) * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援 (7月下旬～)	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を 目 途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		外出自粛	
		県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月1日～		○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ③ 6月19日～ * ステップ①から約3週間後			△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後			○ * GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
		接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		×～△	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～		* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	
ステップ② 6月19日～			○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～		○	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つづ、 8月1日を目途		* 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 * クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。	

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。